

「NPO法成立以前の市民活動の社会的位置 — 財団の助成記録を通して見た実態と分析—」

人間社会研究科 人間福祉専攻
研究生 松 元 一 明

本論の章構成

0．はじめに

背景と目的：なぜ1970年代～NPO法成立前までの市民活動を対象とするのか

1．市民活動をめぐる諸説

1 - 1 先行研究

1 - 1 - 1 「つながり」に関する争点

1 - 1 - 2 制度化に伴う運動性、批判性の低下にたいする批判

1 - 2 用語や概念の整理

1 - 3 仮説と本論のポイント

2．トヨタ財団助成団体からみる市民活動

2 - 1 トヨタ財団と助成プログラムについて

2 - 1 - 1 財団について

2 - 1 - 2 助成プログラムの特徴

2 - 2 分析の対象

2 - 2 - 1 対象団体の特徴

2 - 2 - 2 具体的対象の数

2 - 3 方法

2 - 3 - 1 分類法

2 - 3 - 2 分析法

3．結論

3 - 1 データ

3 - 1 - 1 団体設立年

・トヨタ、ミニコミの設立年比較

・「記録助成」「活動助成」別設立年の比較

3 - 1 - 2 分野・イシュー別

・団体設立年代別分野の変化

・助成年別分野の変化

・「記録助成」「活動助成」団体別分野の対比

3 - 1 - 3 法人形態

・助成時の法人形態と任意団体の変化

・「記録助成」「活動助成」団体別法人形態の変化

・任意団体のその後の法人形態

3 - 2 データの分析結果と結論

4．おわりに

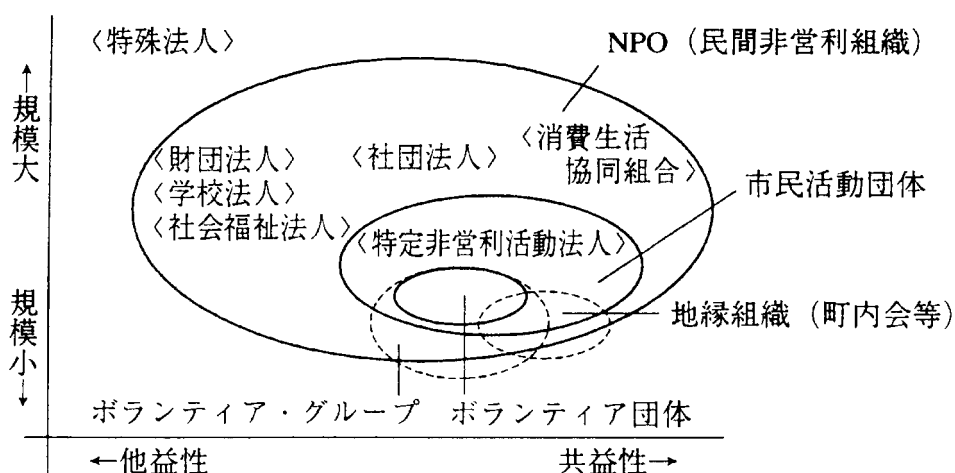
0. はじめに

背景と目的：なぜ1970年代～NPO法成立前までの市民活動を対象とするのか

特定非営利活動促進法（NPO法）成立から今年で10年となる。近年ではNPOという言葉は一般に普及したものの、多面的で幅広い概念であることから各人のもつイメージはさまざまである。

NPOとは広義には、国および地方公共団体の第一セクター、私企業の第二セクターに対比した「NPO（民間非営利）セクター」全体を示すが、狭義には、NPO法人を中心とした市民活動団体や市民活動そのものを指し、後者の理解が一般的である（図表1）¹。

【図表1 NPOをめぐる諸概念の構成】



NPO法が市民活動団体の働きかけにより成立した経緯や、当初国会に提案されたNPO法の名称が「市民活動促進法」であったことからみれば、日本におけるNPOは市民活動を抜きには語れないであろう。

このような背景のなか社会学分野では、NPOおよび市民活動をどのように捉え、また社会的に位置づけるか議論を呼んでいる。特に社会運動論研究においては、ここ最近、NPO/市民活動についての論議が活発であり、「日本社会学会」でテーマセッションが設けられたり、学会誌「社会学評論」では特集が組まれたりした²。

「運動の時代」と呼ばれた1960年代前後や、90年代後半以降の市民活動、NPOに関する研究は豊富である反面、NPO法成立以前の市民活動の体系的な研究はあまり多くない。さらにNPOや市民活動の活動分野が広範なため、それらをめぐる解釈や位置づけは、論者によりさまざまである。このような状況において本研究が、運動論的な市民活動の研究と、組織論的なNPO研究のあいだに存在するある種の隔たりを埋める一助になればと考える。

現在におけるNPO法人や市民活動、もしくはNPOセクターの社会的位置づけを考察するためには、その前段であり一部論者より「断絶」、「空白」といわれる時代にあった市民活動の動向を体系的に分析し、さらに「新しい社会運動」との関連も整理する必要があると考える。このことにより、市民活動と現在のNPOセクターとの関係のみならず、60年代までの「運動」との関係までも説明可能となる。

¹ 本論ではNPO等についての山岡義典の概念に準拠する。NPO法人を含めた民間非営利セクター全体を指したものをNPOとし、民間非営利活動法はNPO法、民間非営利活動法人は、NPO法人と表記する。その構成は図表1（山岡1999：9）を参照のこと。

² 第80回日本社会学会大会（2007.11.17～18、関東学院大学）では「社会運動とNPO/NGO」というテーマセッションが、雑誌「社会学評論 Vol.57, No.2/2006」では「社会運動の今日的可能性」という特集が組まれた。

また市民活動によるNPO法の成立過程を知ることにより、市民活動、NPOの現状と課題を浮き上がらせることも可能となる。本論の目的をまとめると以下の通りとなる。

- (1) (住民運動、市民運動を含む)「新しい社会運動」と1970年代以降の市民活動、その後のNPO法人制度を中心とした「NPO(民間非営利)セクター」もしくは「市民セクター」確立の関連性を明らかにする。
- (2) 各時代の市民の動向に共通するもの、異なるもの、変化したものを捉え、その内容と要因を明らかにする。そのことにより、現在の「NPO(民間非営利)セクター」もしくは「市民セクター」の特性を知る。

以上のことを検証するために、市民活動の統計的、分析的調査をおこなう。

本章の構成は以下の通りである。

まず1章では市民活動がどのように語られているか、社会学および隣接する分野の言説をみてゆく。そして本論で使用する用語や概念の整理をおこない、1970年代から90年代前半までの市民活動の社会的位置づけについての仮説、およびその検証のポイントを述べたい。

2章では、1970年代から90年代前半までの市民活動の実態を「トヨタ財団」の助成を受けた市民活動団体からみる妥当性を述べ、その分析方法についての概要を述べる。

3章では、2章で述べた方法に基づいた市民活動の分析をおこない、その結果に沿って結論を述べたい。さらにこの論文の意義と、今後の課題について述べる。

1. 市民活動をめぐる諸説

本章ではまず、社会学および隣接分野における市民活動の歴史的な理解や批判などを取り上げ、市民活動をめぐる諸説を整理する。次に市民活動に関連する用語や概念の整理をおこなう。そして筆者のスタンスおよび仮説を示し、本論で使用する語の定義を明確にしたい。

1-1 先行研究

社会学および隣接分野では、市民運動や市民活動そしてNPOは、歴史的にも質的にも関係が深いものとして一般的に理解されている。そのことを説く代表的な論者として、牛山久仁彦は、「新しい社会運動」からNPO・市民活動への歴史的連続性を説明し、それを社会問題の解決のための必然的な変化であると捉えている(牛山2006)。

また高田昭彦は、NPOを社会運動の段階的な一形態であると説明する。高田は、「社会運動」の内外に生じた質的变化をきっかけに市民運動や市民活動というバリエーションが生まれたとした。その質的变化のきっかけの一つは「ネットワーキング」という概念の導入³であり、そのことによりタテ割で個々が活動していた市民運動から、市民活動という包括的概念が登場したとしている⁴。

その一方、それらの説にたいする批判もある。「争点」はまず、社会運動と市民活動・NPOの関係をどのようにするかという「つながり」に関するものであり、もうひとつは市民活動・NPOの制度化による効果にまつわるものである。

従来、社会運動が解決しようと取り組んだ社会問題に、市民活動という運動体が継続的に対応するため制度を獲得したと仮定すれば、この二つの争点は表裏一体のものであると言える。

以下では二つの争点をめぐる諸説について述べることにする。

³ 高田は1984年5月のリップナック&スタンプス『ネットワーキング』の邦訳が市民活動の変化の契機であり、また朝日ジャーナル84年10月19日号からの「ネットワーカーズ」の連載も影響が大きいとした(高田1998: 99)。

⁴ ポスト社会運動のオルタナティブな流れとしては「生活クラブ生協」なども含まれる(山崎2004)。

1 - 1 - 1 「つながり」に関する争点

ここではまず、住民運動や市民運動などの「運動」と、現在の市民活動やNPOの活動に「つながり」があるとする説にたいする批判を示したい。

日本社会学会「社会学評論（特集・社会運動の今日的可能性）Vol.57, No.2/2006」において、道場親信は、社会運動の歴史的進展としての市民活動把握や、段階的發展論について異議を述べ、活動を運動の「進化形」として捉えるような単純な見解であると批判している⁵。

道場は、むしろ市民活動が市民運動や住民運動を包絡したことにより、それまでの市民運動や住民運動が提起してきた問題（たとえば公共性をめぐり積み上げられてきた論議）を棄却してしまっていると唱え、市民活動概念の危うさを指摘した（道場2006: 245）。また庄司興吉などにより、1970年代（70年代末～80年代）は市民運動、住民運動の「冬の時代」と指摘もされている。

仁平典宏は「新しい社会運動」の進化形としての市民活動把握は、敵手である介入国家の「崩壊」によりその意義を喪失していると指摘をしている（仁平2007）。

また社会運動論の別の視点から、NPO・市民活動という「運動・のようなもの（大畑裕嗣）」を、対象としてどのように捉えてよいか、実態と意味の拡散による概念の曖昧化も指摘されている（「運動のグレーゾーン解釈問題」⁶）。

1 - 1 - 2 制度化に伴う運動性、批判性の低下にたいする批判

つぎに、市民活動の制度化による運動性と批判性の低下にたいする批判を示す。

批判の要点は、市民活動が制度化され、市民活動団体が身分の保障を得るかわりに、正当性を付与する権力にたいし批判性が低下するのではというものである。

スタティックな制度のもとでは、権力により市民活動が選別されるというおそれが生じてくる。つまり、権力により正当性を与えられた市民活動は、権力側に包絡される可能性があり、寺田良一により「体制編入効果」としてその危険性が指摘されている（寺田1998）。

実際にNPO制度の成立後、行政との「協働」という名もとの市民活動団体の下請け化も生じており（田中2006）本来の市民活動がもつべき批判性が失われつつある。また権力による選別は、同時に市民活動間の不要な対立軸を生じさせる。その結果、NPOセクターの健全な生成が阻まれ、「公共性」をめぐる不毛な争いが生じる恐れが出てくる。

制度化により、本来は社会改善のためにあるべき市民活動が穏健化し、それに乘じたネオリベリズム的な社会再編や、保守的勢力の道具としてつかわれる恐れがあるとの批判もある（仁平2007）。

一方、福祉分野からは、市民による税に依拠しない社会サービスの継続的提供として、安定的な制度の有効性が述べられている。安立清史は、制度外から制度内に参入しても、批判性さえ保てれば、従来よりも効果的な活動が可能であるとしている。その結果、NPO法人化した市民活動は、安定的なサービスを提供できるほかに、運営方法の改善やサービスの拡大なども図ることができるという主張がなされている（安立2005: 16 - 7）。

1 - 2 用語や概念の整理

ここでは、市民活動に関連した用語（「市民活動」、「市民運動」、「住民運動」、「社会運動」、「新しい社会運動」）および概念を整理する。

「市民活動」

「市民活動」という用語は、1950年代より主に行政による使用が確認されている。60年代までは女性や環境分野に関する文書上の使用が中心であったが（藤沢2007）72年10月には美濃部都政により「市民活動サービスコーナー」という行政窓口が設置されている。

80年代半ばからは「新しい社会運動」論の導入を経て、それらのイシュー⁷にかかわる分野に取り組む行為主

⁵ 道場の批判にたいし高田は、第80回日本社会学会大会テーマセッション「社会運動とNPO/NGO」（2007.11.18、関東学院大学）において「分類は、社会運動の中で生じている質的な変化に焦点を合わせたものであり、発展段階論的視座に基づいているという批判は誤解である」と主張している。

⁶ 村瀬博志による用語（2008.3.6『ソシオロギス』査読会議における）。

⁷ 本論では、運動や団体が取り組む問題群や争点を指し「イシュー」とする。

体として、市民活動は徐々に浸透した。80年代末には新聞記事に頻出、一般化している（中村1999: 31 - 2）。

さらに、トヨタ財団「市民活動の記録の作成に関する助成（1984）」で使用されたことにより、行政の管轄で把握されてきた各活動の横断的把握として広く一般化した（山岡1997: 28）。なお「市民」という言葉については、「市民」とは誰か、誰にとっての「市民」なのかという公益性、代表性、正当性をめぐる論議も古くより続いている。ただし本論では「行政の立場にも企業の立場にも従属せず、独立した社会の一員としての意識をもって（山岡1991: 11）」活動する人びとという理解で使用する。

また町村敬志は「市民活動団体」を、自発的に参加した（複数の）個人によって構成され（自発性・集合性）、社会の何らかの 이슈との関係で自らの存在意義を語り（イシュー対応性）、イシューの「解決」をめざして社会に介入する（介入性）ものであると定義している（町村2007）。

「市民運動」「住民運動」

「市民運動」という用語は、日高六郎らにより1970年代前半から使用されたものである。労働運動などの従来の社会運動と対比し、市民的意識を持った担い手による運動を指した用語であるが、市民運動が「エリート運動のひとつとして強い排他性を持っていたことは否定できない（長谷川2004: 12）」という指摘もある。

一方、「住民運動」は市民運動と比べて、地縁性や地域密着性を強調した用語である（長谷川1993: 103）

「社会運動」

タローの定義によれば、「社会運動」とは「エリート、敵手、当局との持続的な相互の中での、共通目標と社会的連帯に基づいた集合的挑戦」である（Tarrow 1994: 3 - 4）。

北川隆吉は、より具体的に「何らかの結社を有し、集団としての統一的行動と規律が存在し、一定目標を持ち、その中に指導者を有して、一定期間持続的に社会変革、改良のために行動するようなあらゆる運動」を社会運動としている（北川2004: 28 = 1958）

「新しい社会運動」

ももとはトゥレーヌやオッフェらが、従来の労働運動とは異なる1960年代以降の運動の総称として使用した広義な概念である。たとえばエーデルは、青年運動、フェミニズム運動、反産業主義運動および地域主義運動、反官僚制運動、（一部）学生運動を「新しい社会運動」と総称した。

メルッチによる定義では、複合社会における「集合的アイデンティティ」に基づいた集合行為を指し、その担い手は「旧中間階級」、「新中間階級」、「周縁的存在（豊かなマージナル）」である（Melucci 1989=1997: 118）。

またイシューは、若者とそれに付随するもの、女性、環境・エコロジー、平和、およびエスノ・ナショナル/トランスナショナルなどであり、それらをめぐる動員が「新しい社会運動」であるとした（Melucci 1989=1997: 96）。

日本では1980年代より紹介され、85年に雑誌「思想」で特集されたことにより一般化した。「新しい社会運動」論は、運動の解釈図式の一側面であるという指摘もあるが、運動が「なぜ生じたか」を問う場合には有用であるため、本論ではメルッチによる定義を採用したい。

住民運動・市民運動と「新しい社会運動」の関係

労働運動などの従来の運動と対比させる意味で、住民運動・市民運動と「新しい社会運動」は共通性がある概念であると考えられる。しかしながら住民運動は、市民運動や「新しい社会運動」と比べ、より具体的な概念である。また市民運動は、イシューに基づく活動分野が市民性を表象するものであるかどうかなど、自己定義に基づく概念であり、また「新しい社会運動」は社会的状況に従属した概念である。

ただしイシューが共通するため、付随する条件を考慮すれば、同義と捉えることは差し支えないと考える。

1-3 仮説と本論のポイント

ここでは筆者の「仮説」を示し、2章以降分析をおこなうにあたっての「着目点」を提示する。仮説を示すことにより、1-1および1-2で示した論説にたいする著者のスタンスが明示されるだろう。

市民活動は「新しい社会運動」のバリエーションである

日本の1970年代以降の市民活動は、後期近代特有の問題や先進資本主義社会における諸問題へ対応するため、また複合社会（多元的現実）における社会的諸問題を解決するために現れた「新しい社会運動」のバリエーション

ョンである。その理由として、まずは市民活動の活動分野が、「新しい社会運動」と呼ばれる運動の 이슈と共通のものであったという点があげられる。

70年代以降、一部西欧諸国では社会民主主義勢力による社会改善がすすんだが、日本では、革命的運動や反体制運動による全面的解決ではなく、市民活動団体がそれぞれの活動分野に取り組んで、問題解決を図るという方法をとっていた。結果として、当時の市民活動は、国や行政が気づかないことや立ち遅れていることにいち早く取り組み、成果を生んできた。

そして80年代後半に、おのおのおこなっていた草の根的市民活動が「ヨコ」に連携（ネットワーキング）することで、より効果的に問題解決への取り組みが可能となることを「発見」した。それが現在のNPO法成立の要因となった。

NPOの源泉となる市民活動は批判性を捨象したのではなく、解決すべき問題に継続的に取り組む手段を模索、獲得したのであり、批判性と継続性は対立軸にない。そのことは、NPO法が主務官庁管理のない認証制という方法をとっていることからもうかがえる。

市民活動の多様性とその混在

NPOの運動性にたいする疑義は、主として環境保護分野や福祉分野など継続性、安定性を必要とする活動の一側面にたいするものであり、NPOセクター全体が批判性を失っているということにはならない。

そもそもNPOが源泉とする市民活動は、さまざまな種類の 이슈を取り上げており、たとえば「改革」することを要求するものもあれば、「守る」ことを主張するものもある。NPOが源泉とする市民活動は、問題の解決を第一義としている点において共通性があるのであり、NPO法人化したことにより運動性が損なわれたという批判における前提は論拠を失う。また、NPO法成立までの市民活動の歴史を概観すると、「NPOは運動ではない」という主張が一面的であることがわかる⁸。

確かに現在のNPO制度に問題がないわけではなく、改善されるべき点は多々ある。ただし、問題解決のためにNPO制度を求めた市民活動が批判されるべきではない。

イシューの複合化および長期的イシューにたいする変化

社会運動が市民活動に変化した一つの要因として、メルッチが述べる複合社会の顕在化という理由がある。従来からの運動は、個別具体的な敵手への要求やシングルイシューを取り上げてきたが、複合社会の顕在化に伴い、敵手の複数化および分散化やイシューの多様化がすすみ、長期的な活動とネットワーキングによる効率的な活動が必要とされるようになってきた⁹。そのためNPO制度の必要性が生じ、現在に至る。

1 - 2の諸説でさまざまに語られている言説および筆者の仮説を検討するには、市民活動を体系的に概観する必要がある。本論はその検証作業の一部となる。本論では特に、次の理由（市民活動概念が一般化した時期であること、市民活動と密接な関連をもつ「新しい社会運動」という概念の確立および日本への導入期であること、NPO法をつくった人びとが市民活動をおこなっていたNPO法成立の胎動期であること）により1970年代～90年代前半の市民活動を取り上げ、検証していく。

以上、本章では、背景と目的、活動に関する諸説および著者の仮説について述べた。2章・3章では、以下の3点に着目し分析・検証をおこなっていく。

「新しい社会運動」との関連

時代の推移による市民活動の構成的変化

NPO法成立以降の動向との関連

⁸ 第80回日本社会学会大会における『NPO』は運動か？という問い自体は非常に興味深い討論を生み、意義深いものであった。

⁹ メルッチは、運動のたどる方向、対応として必然的であるということで「社会が多様化していけばいくほど、紛争は、それだけいっそうシステムに内在化するようになるし、社会システムにより広範囲に関わるようになる」と述べる（Melucci 1989= 1997: x x ii.）

2. トヨタ財団助成団体からみる市民活動

本章では、1章で述べたように1970年代から90年代半ばまでの市民活動の実態を検証するために、なぜ「トヨタ財団」の助成を受けた市民活動団体を取り上げ、統計的な分析をおこなうかを述べたい。

まず財団および助成の内容について説明をおこない、この助成を受けた団体を調査することと本論の目的とがどのように合致するのかを論ずる。そののち、調査対象とその分類法を述べ、分析法についての説明をおこなう。

2-1 トヨタ財団と助成プログラムについて

2-1-1 財団について

財団法人トヨタ財団（以下「T財団」と略す）は、1974年9月にトヨタ自動車工業株式会社とトヨタ自動車販売株式会社により出資、設立された助成財団である。

T財団のユニークな点は、企業財団でありながら企業関連分野に限定しない多目的な財団を目指し運営されてきたところにある。そのために主務官庁¹⁰を総理府とするなど、広い活動領域の確保に力をいれてきた。

T財団は1975年より開始した「研究助成」のプログラムを通じ、研究への助成と同時に実践活動への助成の必要性を認識していた（山岡 1986: 19）。その経緯もあり、設立10年目の1984年に「助成財団は市民セクターたる第三セクターの成長に寄与する存在であるべき（林・山岡1984）」という林雄二郎と山岡義典の意向のもと、「市民活動にかかわる助成プログラム」を開始する。現在では、市民活動団体やNPO法人などへ助成を行う財団や団体は数多くあるが、T財団はその草分け的存在であると言える。

T財団の実施した「市民活動にかかわる助成プログラム」とは、「市民活動助成（研究助成特定課題、活動記録助成）を含む」（1984年度から2003年度）、「市民社会プロジェクト助成（1996～2003年度）」、「地域社会プログラム（2004年度）」の3つをさし、1984年から2004年の20年間に合計464件、7億3283万円の助成がおこなわれた¹¹。

2-1-2 助成プログラムの特徴

NPO法成立以前の数少ない市民活動実態調査である『市民活動レポート市民活動団体基本調査報告書（経済企画庁国民生活局編）』によれば、1996年9月時点での全国の市民活動団体数は85786団体であった¹²。

本論の対象とするT財団の助成団体は310団体（507事業）であり、それらの団体は数多いものの中から「応募」（助成プログラムの趣旨、財団のミッションへの賛同）と「選考」（財団の定款の枠内での選択、選考委員）という二段階のバイアスを通じ選ばれているということには自覚的でなければならない。

その上で本論では、T財団の「市民活動にかかわる助成プログラム」のうち、主に「活動記録助成（「研究助成特定課題」を含む）」と「市民活動助成（一部「市民社会プロジェクト助成」のデータを含める）」を受けた団体を調査対象とする¹³。

それら団体を調査対象とする理由は、1970年代から90年代半ばまでの市民活動を概観する際に、助成対象団体が調査対象として必要十分な条件を保持しているからである。

つまりT財団の申請要項の条件が、結果として本論の調査に適した特徴をもつ団体を抽出したということになる。その条件とは、公募であること、活動分野に限定がないこと、法人格の有無を問うていないことの3点である。それでは以下、対象となる市民活動団体の特徴をくわしくみていきたい。

¹⁰当初は科学技術庁、総理府、環境庁が候補に上った（トヨタ財団2004: 20）。総理府を選択したのは複数省庁による共管や、省庁からの影響力を避けることに考慮した結果であろう。

¹¹「記録助成」と「活動助成」の助成額は、1984年度から2003年度までの20年間で合計5億7338万円（386件）となり、1件当たりの平均は148万5440円である。

¹²対象は全て非営利かつ公益法人でない団体（96%が任意団体）。うち9826団体を抽出、アンケートを郵送し、4152件からの回答を得た（経済企画庁1997）。

¹³市民活動にかかわる助成のうち「地域社会プログラム」は、NPO法成立後の2004年度のプログラムであるため調査対象から外すことにした。

公募であること（市民活動団体という自己定義）

まず一つ目の特徴は、助成対象が市民活動団体であるという点である。

「市民活動にかかわる助成プログラム」は公募¹⁴によるもので、財団の指定や第三者の推薦などで選ばれた団体ではない。市民活動助成に申請したということは、自らの団体が行っている行為を「市民活動」と捉え、自らを「市民活動団体」と定義していると考えられよう。

この市民活動という名称の使用には、T財団の意図も含まれる。かつての異議申し立て運動に伴うマイナスな政治的イメージを排除し、内外に同意を得ることである（財団法人トヨタ財団30年史編纂委員会2006: 40,154）。ただし実際には、住民運動や市民運動と呼ばれた団体への助成も多く含まれており、選考における意図的な除外はみられない¹⁵。

1章でも述べたように、1950年代頃より登場した市民活動という名称が一般的に広まったのは、80年代半ばであると言われている。84年に開始されたT財団の市民活動にかかわる助成プログラムもそのきっかけのひとつと言えよう。

団体の活動分野に限定がない（さまざまな分野の市民活動団体が申請/選考された）

二つ目の特徴は、さまざまな分野で活動する団体に助成されたという点である。

従来から福祉、教育といった特定分野への助成は存在したが、分野横断型の助成はT財団がさきがけである。

市民活動にかかわる助成プログラムには選考委員会¹⁶が設けられたが、選考基準として分野を限定しなかったことで、採用された団体の活動分野はさまざまであった¹⁷。また団体の選考基準に、「市民性、先見性、国際性、タイミング」などが設けられたことから、選ばれた団体の活動分野は当時の解決すべき問題を反映しているものと考えられる。

法人格の有無を問わない（法人格をもたない草の根団体を対象に多く含む）

三つ目の特徴は、法人格の有無を助成の条件にしていない点である。

当時は助成を受ける資格として法人格（社会福祉法人、財団法人、社団法人など）を要求する財団が一般的であった（トヨタ財団2006: 155）。

任意団体が多い草の根団体は、「しがらみ」もなく純粋に活動に集中できる一方、行政や組織からのバックアップが期待できず、さらに法人格を取得するにも困難を伴った¹⁸。そのような中、団体の目的と意志が明確でさえあれば、草の根市民団体へも助成がなされたことは画期的であったと言える。なお初年度採用団体11件のうち、5件が任意団体である。

2-2 分析の対象

2-2-1 対象団体の特徴

T財団の市民活動助成は大きく2つのタイプに分かれている。

ひとつは「研究助成特定課題: 新しい人間社会を目指した市民活動の記録の作成」(1984年度、85年度実施)および「活動記録助成(出版助成も含む)」(1986年度から2003年度)である。以降、両者をまとめて「記録助成」と呼ぶ。いずれも市民活動団体の活動に関する記録のまとめと、出版に助成をするプログラムである。

もうひとつが「市民活動助成」である。こちらは文字通り、活動そのものに助成をするプログラムである。以降「活動助成」と呼ぶ。

¹⁴ 一部「活動交流促進プロジェクト(88-9年度、計11件)」は非公募による助成である。

¹⁵ 当初は運動そのものへの助成には慎重論が強かったため、活動の記録を作成することで間接的に活動へ寄与することを目的としたが、1988年より活動そのものへの助成も開始する(トヨタ財団2006: 40)。

¹⁶ 選考委員は、市民活動の現場に携わる5~6名のメンバーにより構成された。歴代の市民活動助成選考委員長は次の通り(敬称略)。縫田暉子(1984~1989年度・元東京都民生局長、元内閣府男女共同参画審議会会長)、栗原彬(1990~1993年度・水保フォーラム)、播磨靖夫(1994~1997年度・たんぼの会)、星野昌子(1998~2001年度・JVC)、藤田和芳(2002~2003年度・大地を守る会)

¹⁷ 初年度(84年度)の「記録助成」申請団体と助成団体の活動分野は次の通りである。

申請: 44件(まちづくり10、障害者福祉9、文化活動6、国際交流5、海外援助4、環境保護・高齢者福祉・難民救済各2、医療健康づくり・教育・消費者運動・複合各1)

助成: 11件(まちづくり1、障害者福祉4、国際・海外・難民5、環境保護1)

¹⁸ 「財団法人たんぼの家」(1976年法人化)は市民運動を母体としているということで、奈良県より社会福祉法人化を拒まれた(「たんぼ」の運動を記録する会1990: 105-6)。

「記録助成」は、助成時より過去にさかのぼった市民活動が対象であり、団体は既に記録を書き上げられるほどの活動実績があるとみなせる¹⁹。「活動助成」は、現在進行形の市民活動にたいする助成である。これらを概観することで、過去から（助成時）現在に至る市民活動の動向を把握することができると思う。

市民活動にかかわる助成プログラム		
年度	「活動記録助成」プログラム	「市民活動助成」プログラム
1984	「研究助成特定課題（市民活動の記録の作成）」	/
1985		
1986	「活動記録助成」（～2003年度）	
1987		
1988		
1989		
1990		「市民活動助成（公募）」（～2003年度）

（図表 2 - 1 「記録助成」と「活動助成」の年表）

2 - 2 - 2 具体的対象の数

本論での分析対象は、T財団の「記録助成」と「活動助成」の対象団体および事業内容である。特に対象団体の「設立年」、「活動分野」、助成時と現在の「団体形態」などをリストアップし、分析をしてゆく。

対象となる事業数と団体数の総数は、事業数507件、団体数310団体である。また「記録助成」、「活動助成」それぞれの内訳は次の通りとなる。図表 2 - 2 を参照されたい。

プログラム名		1994年度までの助成	全体
「活動記録助成」 (1984～2003年度実施)	事業数	96件	102件
	団体数	60団体	65団体
「市民活動助成」 (1988～2003年度実施)	事業数	91件	305件
	団体数	76団体	245団体
合計	事業数	187件	507件
	団体数	136団体	310団体

（図表 2 - 2 分析対象となる事業数と団体数）

「記録助成」は、実施が1984年度から2003年度、事業数102件、団体数65団体（設立は1948年から1992年）である。また「活動助成」は、実施が1988年度から2003年度、事業数305件（うち「市民社会プロジェクト助成」22件）、団体数245団体（設立1882年から2003年）となっている²⁰。

このうち特に1994年度までの助成団体（活動助成76団体、記録助成60団体）と事業数（活動助成91件、記録助成96件）、合計187件、136団体を重点的にみていきたい。

1994年度までの団体を主にみるのは、活動分野の変化をみる際に1995年1月に発生した「阪神淡路大震災」

¹⁹ 運動や活動（特に任意団体によるもの）は、「記述」をしないことには歴史的にも「なかった」ものとなり、他の活動や今後の活動に役立てるためにも、「記録」にたいする助成は重要であるとの認識からプログラムが組まれた（山岡 1986）。

²⁰ 事業数と団体数が合致しないのは、同じ団体が複数の事業において助成を受けているからである。

による影響を避けるためである。また市民活動の法人形態をみる場合、1998年度以降はNPO法が成立しているため、その要因を除く理由からである。

2-3 方法

市民活動団体の活動分野の割合や変化などを知るためには、まず活動分野を分類する必要がでてくる。ここではその分類の方法について述べる。次にどのような方法により、対象を分析するのかという分析方法の説明をおこなう。

2-3-1 分類法

(指標)

本論では、助成団体(事業)の活動分野の分類に「住民図書館」編集の『ミニコミ総目録』における分類法を使用した。

「住民図書館」とは1976年から2001年まで、市民のメディアであるミニコミ誌の収集・公開・保存をおこなっていた任意団体である²¹。『ミニコミ総目録(以下、「総目録」と略す)』はそのデータベースであり、1960年から1991年までに創刊された、全国のミニコミ4709誌の情報が掲載されている²²。この「総目録」もまた、T財団の「活動助成(1988、89、90年度)」を利用し、出版されたものである。

それではなぜ本論では「総目録」の分類を使用するのか。その理由は2点ある。

まず「総目録」の分類は、ミニコミを通じて市民活動を把握するために用いられた指標という理由である。「総目録」の冒頭では、「ミニコミの実態の数値的把握とともに、その背景となる社会課題やそれに取り組む市民の姿を抽出することである(住民図書館1992: 6-7)」とその刊行目的が述べられている。

また「総目録」の分類は、総合研究開発機構(NIRA)の研究報告書「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」においても、「住民運動、市民運動型の活動分野を反映させた市民活動分類(総合研究開発機構1994: 49)」として参照されており、「運動」の領域もカバーする十分な指標になると考える。

次に「総目録」に掲載されているミニコミ誌の創刊年(1960年~91年)と、本論の対象である助成団体設立年(主に1960年代~94年)に相関性があるからである。実際にT財団の助成団体の多くがミニコミ誌を発行しており、「総目録」に掲載されている。

ただし「総目録」の分類(1989年7月作成、90、91年改訂)は時代性を反映したのも多く、統合した方が分かりやすいものなどもあるため、同系の分野にいくつかまとめるなど修正を加えている。分類の統合については以降述べる。

(分類の内容)

では「総目録」の分類を利用して、どのようにT財団の助成団体を分類したのかを説明をしたい。「総目録」の分類は、以下の通り大分類18分野(アルファベットで分類しているもの)が設けられており、さらに細かく小分類91分野(アルファベットと数字で分類しているもの)で分かれている。

・「総目録」大分類

A.環境・公害、B.開発・公共事業、C.エネルギー・原子力発電、D.自然保護、E.エコロジー・消費者運動、F.医療・健康づくり・食品公害、G.福祉、H.教育、K.反戦・反核・平和、M.人権・差別、N.女性、P.社会・経済、R.文化・宗教、S.主張・発言・表現、U.住民運動・地域活動、V.労働、Y.政治、Z.海外情報・国際交流

・「総目録」小分類の一部

A.環境・公害(A1.環境・公害、A2.大気汚染、A3.産業廃棄物、A4.鉛毒、A5.水銀、A6.水俣、A7.カドミウム、A8.騒音・振動・悪臭・粉塵、A9.日照権・マンション公害)

²¹ 2001年に「住民図書館」は閉館したが、その資料は埼玉大学共生社会研究センターに移譲され、保管されている。

²² 1部2850誌: タイトル、発行者(団体)、発行地、創刊時、判型、発行頻度、頒価、所蔵場所(機関)、2部1859誌: タイトル、発行者(団体)、住所

まずT財団の助成団体のうち「総目録」に掲載されている団体は、その分類をそのまま適用した。一方、「総目録」に掲載のない団体は、助成事業の内容からもっとも適していると思われる分野を「総目録」の小分類の中から選択した。

「記録助成」は、その団体の主たる活動分野から、また「活動助成」は助成された活動の内容を適用する。団体の活動内容が複合的なものや、複数の領域にまたがる場合は、最大3分野まで複数選択をした。

これらのうち、大分類の項目で分野が近い、もしくは重なると思われるものを、1章で述べた「新しい社会運動」における 이슈を参照して分野をまとめた。そのことにより「運動」との連関についても、より明確に示すことができると考える。分野の統合は下記の図表2-3の通りである。

統合分野					
環境・生命	A. 環境・公害	B. 開発・公共事業	D. 自然保護	E. エコロジー・消費者運動	F. 医療・健康づくり
平和	C. エネルギー・原子力発電		K. 反戦・反核・平和		
人権	M. 人権・差別	N. 女性			
教育・文化	H. 教育	R. 文化・宗教			

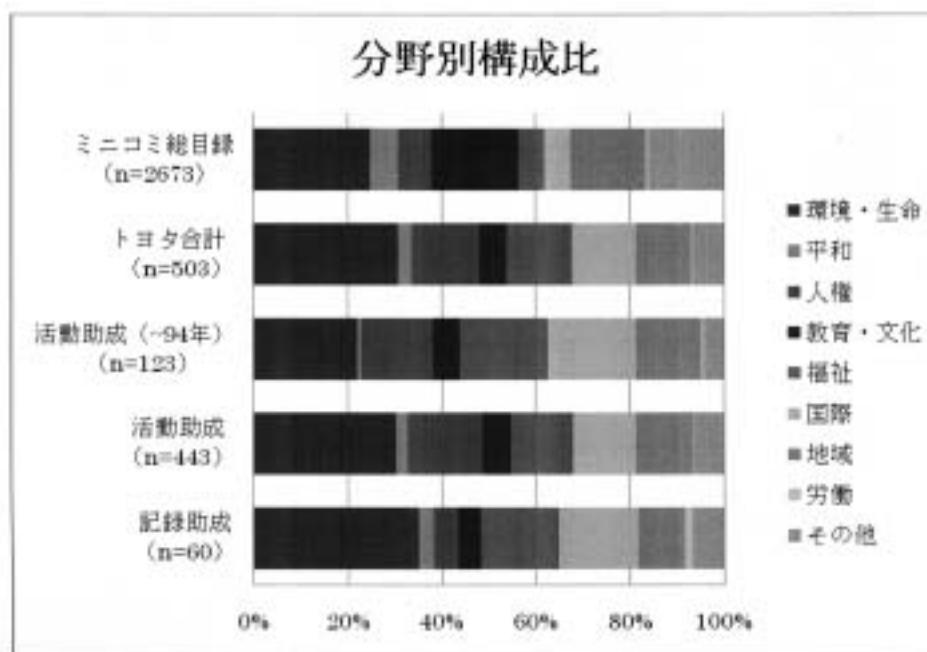
(図表2-3 複数分野の統合)

ミニコミ分類をそのまま利用したものは以下の通りである。

福祉(G) 国際(Z) 地域(U) 労働(V) 社会経済(P) 主張・発言・表現(S) 政治(Y)

なお「総目録」分類のうち、「社会経済」、「主張・発言・表現」、「政治」はミニコミ誌特有²³の分野であり、T財団の助成団体では該当するものが少なかった。

図表2-4は、「総目録」に掲載されているミニコミ誌と、T財団助成団体のそれぞれの分野の構成を比較したものである。



(図表2-4 「総目録」掲載誌分野とT財団助成団体の分野の構成)

²³ 「ミニコミ総目録」分類の「社会経済」は小分類に、家族・家庭・育児、農業・漁業、交通事故などを含む。家族・家庭・育児などは他の分類でも重複しているものも多く、分野としてそちらにカウントしている。また「主張・発言・表現」、「政治」はミニコミ特有の分野として考えるが、トヨタ財団の助成団体もそれぞれに主張や政治的スタンスというものを保持しているだろうことを否定するものではない。

構成割合が異なる点は次の通りである。

まずT財団の割合が多い分野は「環境・生命」、「国際」、「人権」、「福祉」である。一方「総目録」の割合が多い分野は「平和」、「教育・文化」、「地域」となる。

T財団の多い分野「環境・生命²⁴」、「国際」、「人権」、「福祉」は、いわゆる市民活動の、ミニコミに割合の多い「平和」、「地域」は市民運動、住民運動のイメージを喚起することから、このあたりが両者の特徴であるかもしれない。

また「総目録」には文化的、娯楽的な同人誌、タウン誌などの掲載も含まれるため、「文化（ミニコミ分類では文化・宗教）」や「地域」の割合が多くなっている（住民図書館1992: 24-5）。それら要素に配慮すれば、ミニコミ分類を使用することで実情とのズレが生じるということはないと考える。

2-3-2 分析法

ここでは、分析対象を分類法に基づき分類したものを、どのような方法で分析するのかを述べる。分析の方法は、対象団体の「設立年」、「分野」、「法人形態」を項目化し、統計的な分析をおこなう。

（設立年）

まずは対象団体の「設立年」に基づき、年代による分野の増減などの変化をみる。

団体の設立年については、主にウェブサイトを確認をした。ただし設立時期があいまいな団体は、「設立総会」がおこなわれた年や、団体名称が決定した年などを設立年とした。また、現在の団体名と設立時の団体名（旧団体）が異なる場合でも、組織構成が同一であるとみなせれば、旧団体の設立時の年を採用した。

- ・T財団の助成団体と、「総目録」に掲載のあるミニコミ誌の創刊年分布の比較

T財団の助成団体のうち、設立年がわかっている290団体（全対象310団体中）と、「総目録」に掲載されている2651誌（全4709誌中）の創刊年の分布に相関があるか比較をおこなう。

- ・「記録助成」「活動助成」別設立年の比較

T財団の助成団体を「記録助成」と「活動助成」に分け、両者の創立年の分布にどのような差異があるかの比較をおこなう。

（分野・イシュー）

次に「総目録」の分類法に基づき「活動分野（イシュー）」で分けた団体が、年、年代などにより分野に変化がみられるか分析をおこなう。

- ・団体設立年代別分野の変化

助成団体の設立年と、団体の活動分野の関連をみるために、5年ごと（1970年以前はひとまとめにし、70年以降を5年ごとに分ける）の活動分野の変化を追った。

- ・助成年別分野の変化

まずは1984年度から94年度までT財団に助成された団体の活動分野の構成比をみる。そして年別に助成された分野の変化がどのようなものかをみる。

- ・「記録助成」「活動助成」別の分野の対比

設立年度の分布で差異がみられた「記録助成」と「活動助成」団体の活動分野にどのような違いがあるのかをみるため、両者を分けて分野特性をみる。

（法人形態）

さらに団体の法人形態を設立時と現在において分類し、その変化をみる。また法人の種類と分野の連関などいくつかの指標を設け関係をみてゆく。なお団体の法人形態については、主にウェブで確認をしており、すべて2008年10月調査時点のものである。

- ・助成時の法人形態と任意団体の変化

すべての団体の助成時の法人格を調べ、その割合をみる。また助成時に任意団体であった市民活動団体が2008年現在、どのような法人形態かを調べる。

²⁴ 財団の事業目的に自然環境の重視を謳っていることも影響があると考ええる。

- ・「記録助成」と「活動助成」団体別法人格の変化

助成時の法人格と2008年現在の法人格の変化を「記録助成」「活動助成」団体別に比較をする。

- ・任意団体のその後の法人形態

「任意団体からNPO法人になった団体」と「任意団体を継続している団体」それぞれの詳細をみる。両者にどのような差があるのかをみるため、団体の特徴や活動分野などをみてゆく。

3. 結論

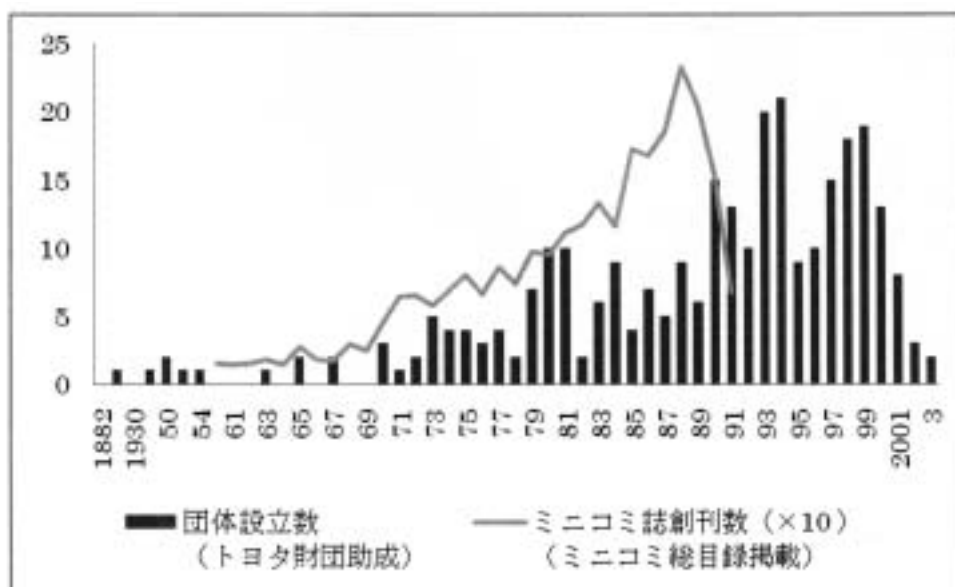
本章では、2章で述べた方法論に基づいた分析結果を図表にて提示する。具体的には、各市民活動団体の設立年、活動分野、組織形態を分析し、年代ごとの市民活動の特徴や市民活動団体の対象とした活動分野、団体の形態の変化などを追っていきたい。

以上のデータとその分析に基づき、本論の結論を述べる。その際ポイントとして、「新しい社会運動」との関連、時代の推移による市民活動の変化、NPO法成立以降との関連の3点に着目する。

3-1 データ

3-1-1 団体設立年

・トヨタ、ミニコミの設立年比較



(図表3-1 T財団助成団体設立年と総目録掲載誌創刊年の比較)

図表3-1は、T財団の助成を受けた団体の設立年(棒グラフ)と、「総目録」に掲載されているミニコミ誌の創刊年(折れ線グラフ)を比較したものである。両者の母数(トヨタ団体は $n=290$ 、ミニコミ誌は $n=2651$)が異なるため、ミニコミ誌の値を10分の1にして比較をやすくした。

両者とも1960年代末より増加をはじめ、90年前後にピークを迎えているという点では近似である。市民活動団体や市民活動の増加傾向をみるうえで、両者は実情に近いものを示していると思われる。

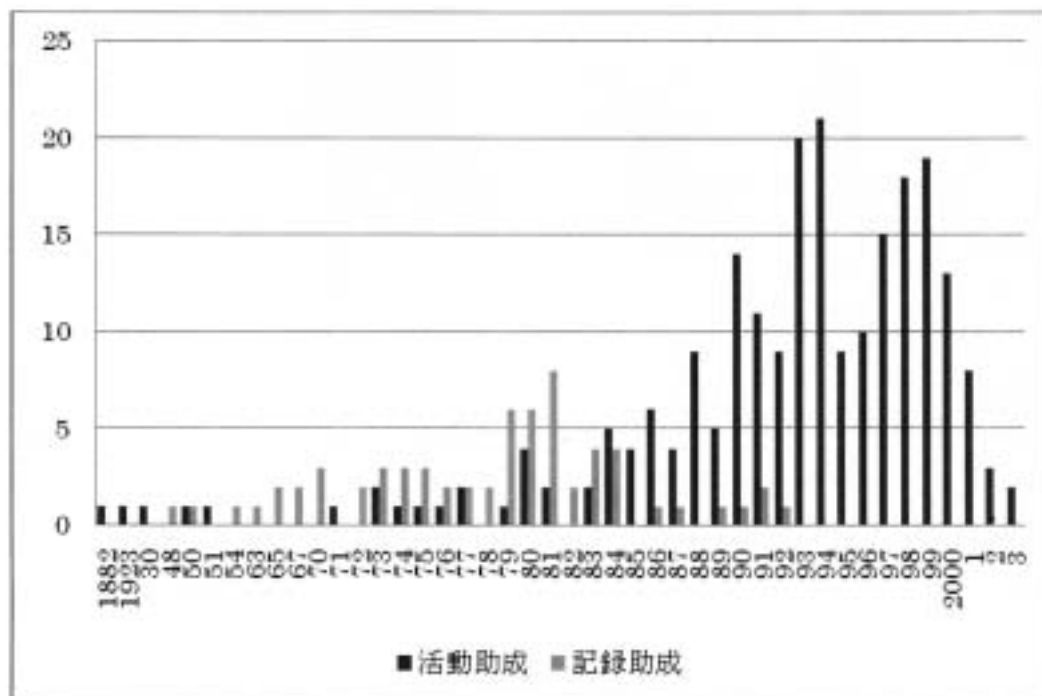
またミニコミ誌が1988年をピークに90年代に入り減少しているのは、市民活動の方法に変化がみられたと仮定することもできる。もしくは「総目録」の出版が1992年であり、掲載のタイムラグなども影響しているのかもしれない。このあたりの検証は今後の課題としたい。

- ・「記録助成」「活動助成」別設立年の比較

次にT財団助成団体のうち、「記録助成」団体と「活動助成」団体を分けて比較をしてみたい。先述したように「記録助成」は過去の活動にさかのぼる性質のものであり、「活動助成」は助成時現在の活動を反映すること

となる。

図表3-2からもわかるように、「記録助成」団体は1960年代末～80年代後半の設立が多く、ピークは81年（8団体）となっている。また「活動助成」団体は80年以降に設立されものがほとんどで、ピークは94年（21団体）である。両者の分布をみると、おおよそ84、85年あたりを境に分かれていることがわかる。



（図表3-2 「記録助成」「活動助成」団体別設立年の比較）

実際に「記録助成」65団体のうち、設立年が84年以前のもは58団体であり、全体の89%であった。また「活動助成」は245団体のうち、設立年が1985年以降のものが200団体で81%となった²⁵。

このことから、「記録助成団体」が1984年度までの、「活動助成団体」は85年度以降の市民活動団体の特色を示していると仮定できる。

3-1-2 分野・イシュー別

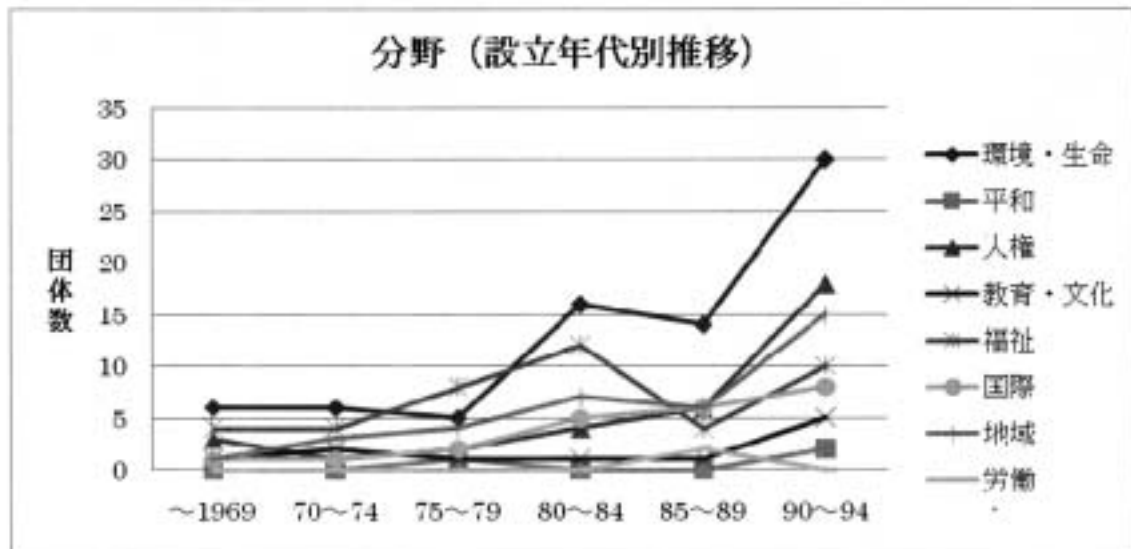
ここでは「総目録」の分類法に基づき、団体を「活動分野（イシュー）」で分け、年代などにより団体構成に変化がみられるかの分析をおこなう。

団体の分野構成は、団体の設立年（1984年以前も含む）と助成年（1984年～94年）の両者をみていきたい。そのことにより、過去（1984年以前）から1994年現在までの団体の分野構成を通じて、時代のニーズをみることが出来る。また設立年は団体が、助成年は財団の審査委員が、その時必要であると考えた分野が反映されているとみることでもできよう。

さらに「記録助成」団体と「活動助成」団体の性格に違いがあるかをみるために、両者を分けて分野の構成を示したい。

²⁵ 設立年が不詳の活動助成18団体を除くと全体の88%となる。

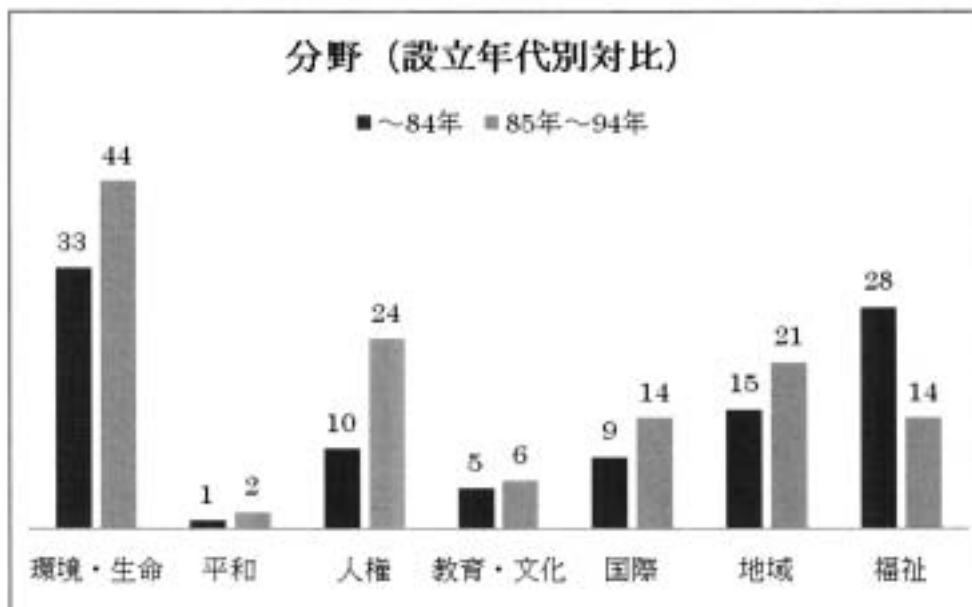
・団体設立年代別分野の変化



（図表3 - 3 設立年代別の活動分野推移）

図表3 - 3は、T財団助成団体の活動分野の推移を、団体の設立年代別にみたものである。分野のうち「社会経済」、「主張・発言・表現」、「政治」は実数が少ないことや単発であることから割愛した。また1985～89年の「労働」が2件あるが、いずれも「在日外国人労働者」の支援にかかわる団体であり、従来の労働運動とは異なるものである。

上記の表で特に注目すべき点は、「福祉」分野の増減である。1984年までは「環境・生命」に続く分野であり、1975～79年ではもっとも多かった。しかし1985年を境に団体の設立が減少していることがわかる。一方、「環境・生命」は1980年代以降、「人権」、「地域」は80年代後半から90年代前半にかけて設立の伸びがみられる。



（図表3 - 4 設立年代別の活動分野推移）

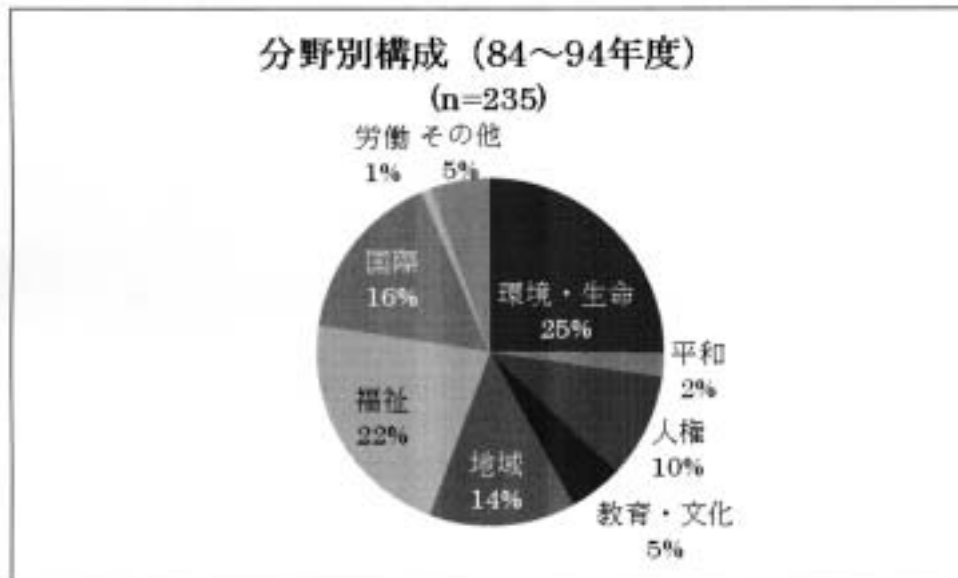
図表3 - 4は、設立された団体の活動分野の違いを、「1985年」を境に比較したものである。「人権」分野をはじめ、全分野において85年以降に増加がみられたが、唯一「福祉」分野が半数に減少している。

・助成年別分野の変化

次に、助成年（1984年度から94年度まで）別に団体の分野構成を見ることにする。

助成が開始されたのが1984年であるため、84年から94年までにどのような社会的ニーズがあったかを、助成分野を通してみる事ができる。また年別の分野の変化も併せてみることにする。

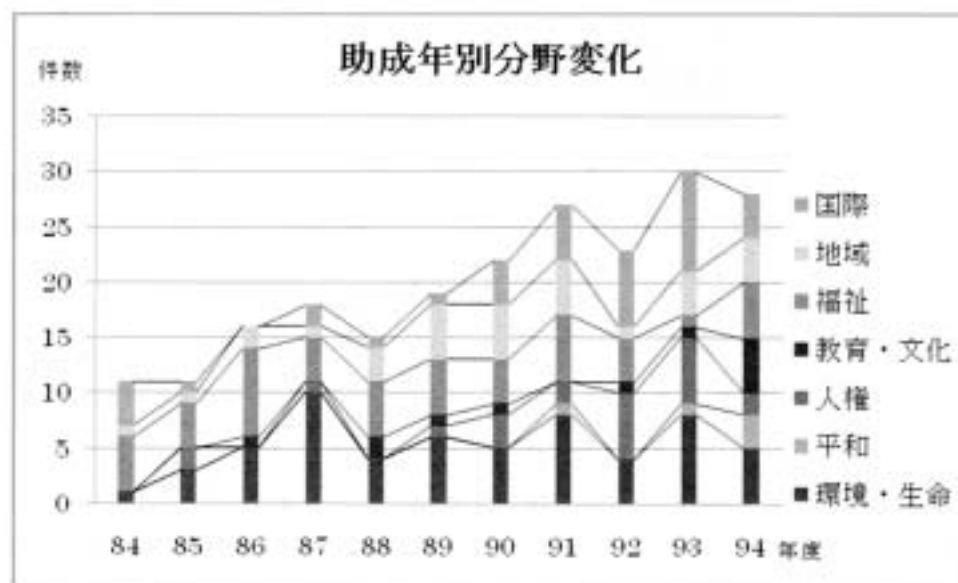
表3-5は、助成開始の1984年度から94年度までに助成された活動分野の構成を示すグラフである。



(図表3-5 1984~94年度に助成された活動分野の構成)

分野別にみると、「環境・生命」、「福祉」、「国際」、「地域」、「人権」分野と続く。

2008年6月時点でのNPO法人の活動分野（全17分野）では、多い順に「医療・福祉」、「こども」、「まちづくり（地域）」、「学術・文化・芸術」、「環境」、「国際」、「人権」と続き、当時の市民活動団体が取り組んでいた活動分野と多くの部分で合致する。



(図表3-6 助成年別の活動分野の変化)

図表3-6は、1984年度から94年度までに助成されたそれぞれの活動分野の変化をみたものである。90年代に入り「国際」、「人権」分野が増加し、多分野へ及んでいることがわかる。これは90年代に入り、社会的ニーズがより多様化していることが考えられる。

年度	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
団体数	11	11	16	16	16	18	19	23	19	19	19
分野(イシュー)数	12	13	16	19	16	22	22	31	23	30	31
1団体平均	1.09	1.18	1	1.19	1	1.22	1.16	1.35	1.21	1.58	1.63

(図表3-7 助成年度別活動分野数の推移)

図表3-7は一団体あたりの平均活動分野数の推移をみたものである。団体数よりも活動分野数が多いということは、助成された活動内容が複合的なものであることを示している。

年度ごとの変動はあるものの、年々平均分野数が増加していることがわかる。1984年と94年では、平均分野数は1.5倍に増加していることから、団体活動がシングルイシューから複合イシュー対応へと変化していることが推測できる。

・「記録助成」「活動助成」団体別分野の対比

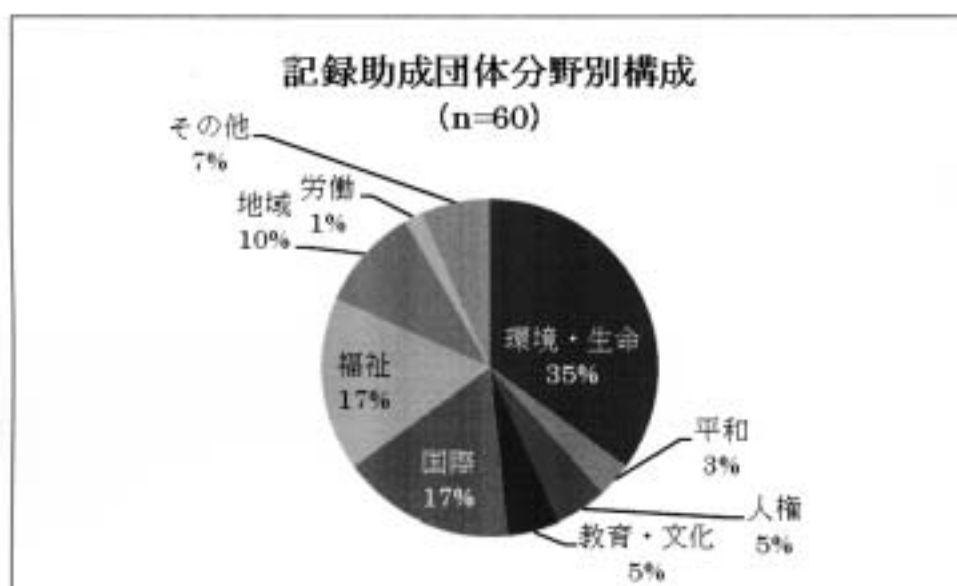
前記の図表3-2から、「記録助成」と「活動助成」団体は、設立年ごとに分布が異なることがわかった。そこで、両者の活動分野の違いがあるのかをみてみることにする。

図表3-8と3-9では、「記録助成」と「活動助成(～94年度まで)」のそれぞれの団体の分野の構成をみたものである。

両者の活動分野の構成を比較すると、「記録助成」団体は、全体的な割合からも「環境・生命」が多い。一方「活動助成」団体も「環境・生命」が多いが、「人権」の割合が「記録」と比べて特に多いことがわかった。

内訳をみると、「記録助成」団体の「環境・生命」は環境保護活動(水源、湖沼などの保護)をおこなう団体が多かった。また「記録助成」団体に比べ「活動助成」団体に割合の多い「人権」の内容は、女性や在日外国人、マイノリティの権利擁護などの活動をおこなう団体が多かった。

このことから前者は継続して対象に働きかける必要がある「継続型」、後者は時代対応的に啓蒙活動をおこなう「アドホック型」が多いと特徴づけることができる。



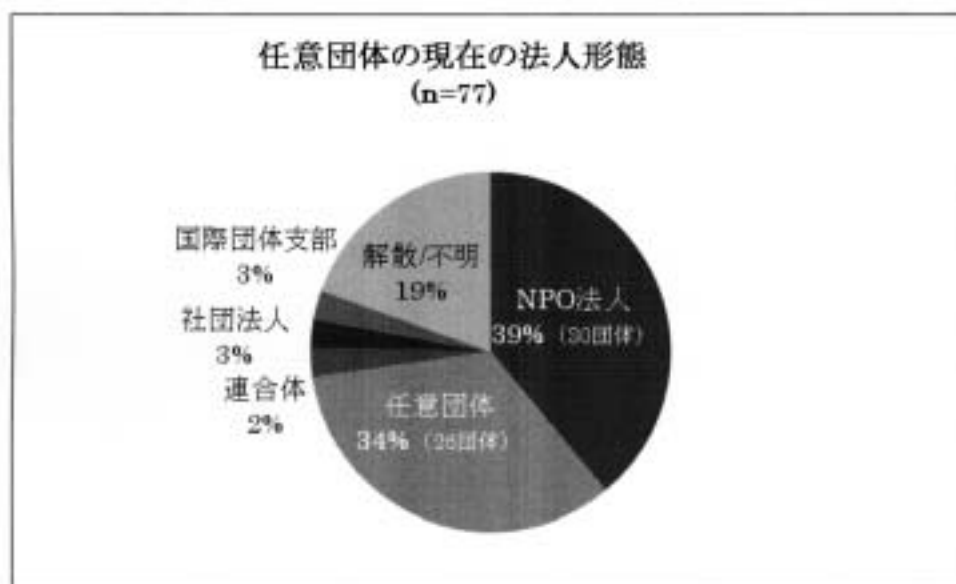
(図表3-8 「記録助成」団体の分野別構成)

・助成時の法人形態と任意団体の変化

図表3 - 10は、1994年度までの助成団体が、助成時にどのような法人形態にあったのかをみたものである。図表の通り、特に法人格をもたない団体が過半数であり、任意団体、「ネットワーク型組織（以下、ネットワークと略す）」で全体の70%を占める。以下、連合体、財団法人、社会福祉法人と続く。

なお「ネットワーク」とは、個人の集合で構成された時限的な組織や会議体である。さまざまな立場にある人や、多分野の専門家で構成されている。また「連合体」とは複数の団体によるネットワークや連合体をさす。いずれも問題解決や目的遂行のためアドホックに組織されるため、現在は解散しているものも少なくない。

歴史的にみると、1980年代末からプロジェクトベースの組織である「ネットワーク」の増加がみられ、同じく「連合体」も増加している²⁶。90年前後から分野（イシュー）が複合化したことにも関連があると思われる。



(図表3 - 1 1 助成時任意団体の現在の法人形態)

図表3 - 11は、助成時に77団体（1994年度までの助成団体の57%）あった任意団体が、2008年現在どのような法人形態に変化したのかをみたものである。

任意団体77団体のうち30団体（39%）が98年から現在までにNPO法人化しており、任意団体のままでいるものは26団体（34%）となっている。

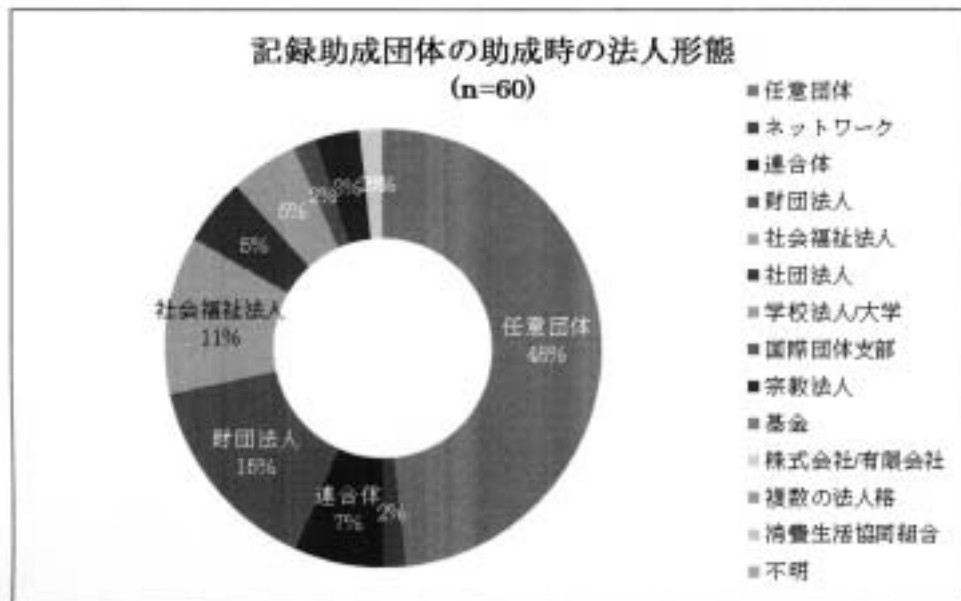
・「記録助成」「活動助成」（いずれも94年度まで）団体別法人形態の変化

ここではさらに「記録助成」「活動助成」（いずれも94年度まで）団体別に分け、助成時の法人格と2008年現在の法人格の比較をおこなった。

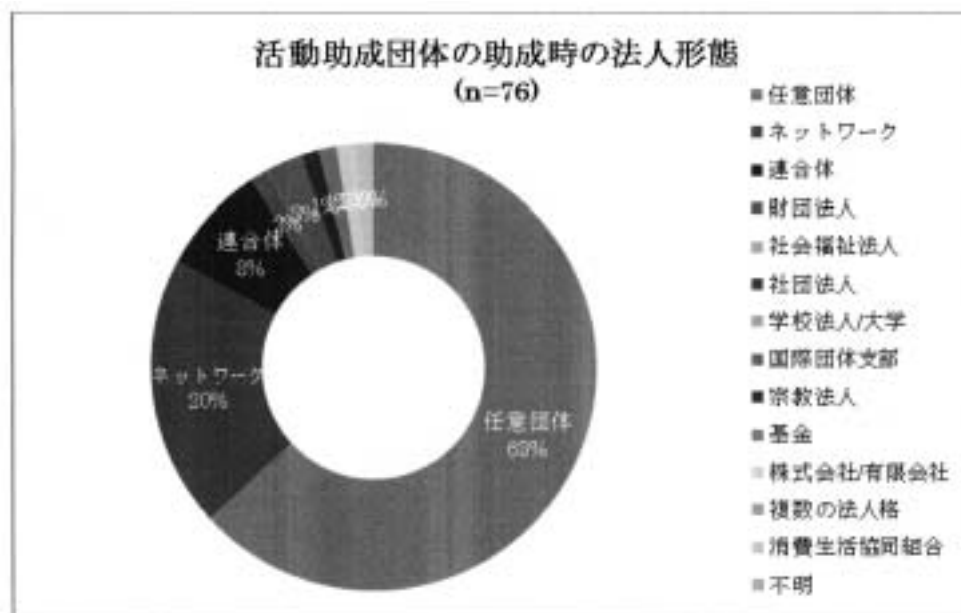
まずは「記録助成」と「活動助成」団体のそれぞれの助成時の法人形態をみてみたい。

図表3 - 12は「記録助成」、図表3 - 13は「活動助成」の助成時の法人形態である。

²⁶ 「ネットワーク」は88年から91年までで12件、「連合体」は88年～94年までで10件となっている。



(図表 3 - 1 2 「記録助成」団体の助成時の法人形態)

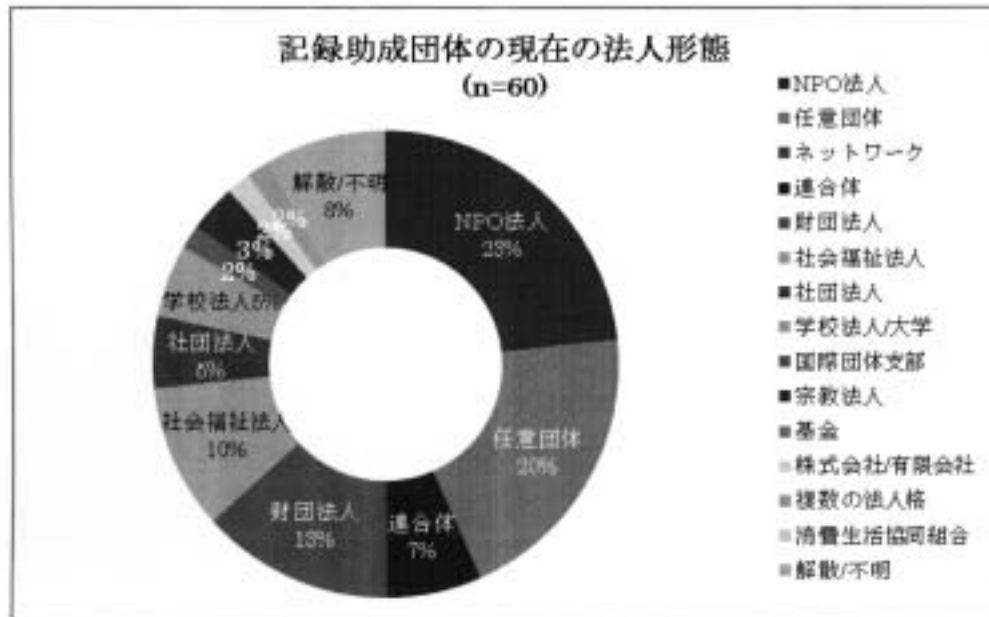


(図表 3 - 1 3 「活動助成」団体の助成時の法人形態)

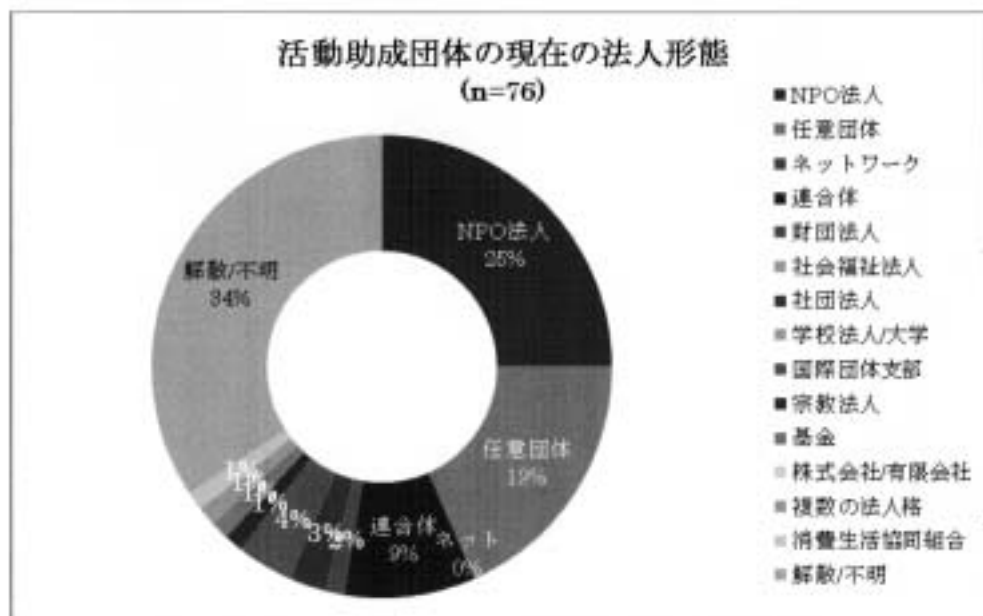
「記録助成」団体は、約半数が任意団体であるが、「財団法人」「社会福祉法人」をはじめ、法人格を有した団体も少なくない。一方「活動」団体は、任意団体が6割を超え、ネットワークと合わせると8割強が法人格をもたない団体ということになる。

「記録助成」団体は「活動助成」団体と比べ、組織的に安定している法人も多く含まれるのにたいし、「活動助成」団体は、任意団体とネットワーク、連合体など、柔軟な組織形態をとる団体が多いことがわかる。

次に「記録助成」「活動助成」それぞれの団体のその後の法人形態の変化をみてみたい。図表 3 - 14は「記録助成」、図表 3 - 15は「活動助成」の2008年現在の法人形態である。



(図表 3-14 記録助成団体の現在の法人形態)



(図表 3-15 活動助成団体の現在の法人形態)

図表から分かるように、「記録助成」団体のおよそ9割が現在も継続して活動しているが、「活動助成」団体の1/3が活動を休止あるいは不明という結果になった。「活動助成」団体の多くがアドホックな 이슈に対応していたため、役目を終え解散したということも考えられる。

また両者ともにNPO法人格を取得した団体も多く、「記録助成」は任意団体29団体のうち13団体(45%)、「活動助成」は任意団体48団体のうち17団体(35%)がNPO法人となっている。

・任意団体のその後の法人形態

ここでは、助成時に任意団体であった団体に着目し、その後NPO法人となったものと任意団体で継続している団体の比較をおこないたい。

(任意団体からNPO法人になった団体)

まず「記録助成」は、当時任意団体で現在NPO法人になった団体は13あり、内訳は一般的な任意団体 9、海外NGO 1、学生団体 1、任意団体の全国組織 1、コミュニティFM局 1 という構成であった。

活動分野(ミニコミ分類の小分類)は、高齢者福祉、住民運動(鉱毒および医療)、まちづくりがそれぞれ2件、自然保護、障害者福祉、人権(在日外国人)、農業(農業技術開発)、社会経済(マンション管理)、国際連帯、海外情報が1件ずつとなっている。

つぎに「活動助成」のうち任意団体からNPO法人になった団体は17であり、すべて一般的な任意団体であったものである。

活動分野は、女性5(うち外国人支援3)、医療3(在日外国人支援、人権、HIV)、国際連帯2(難民支援、アジア)、動物保護、障害者福祉、教育(フリースクール)、人権(在日外国人)、住民運動(鉱毒)、ネットワーキング、海外情報が1件ずつである。

(任意団体を継続している団体)

一方、任意を継続している団体は、「記録助成」で12団体、「活動助成」で14団体であった。そのうち「記録助成」では、協会形式をとる任意団体が2、学習会形式が1、財団の中に独自に設置しているもの1件も含んでいる。活動分野の内訳は、自然保護(河川)が2、食生活、消費者運動、まちづくり、生命(尊厳死)福祉、海外情報、環境・公害、薬害、水保、労働問題が1件ずつである。

また「活動助成」はプロジェクト、委員会、ネットワーク、フォーラムという名称を用い、不定期に活動を継続し現在に至っているという団体も少なくない。活動分野は、医療(HIV)3、自然保護(水源、島、海)3、人権(在日韓国人、障害者)2、国際連帯(アジア)2、障害者福祉、子供・保育、まちづくり、国際交流(まちづくり)が1件ずつとなっている。

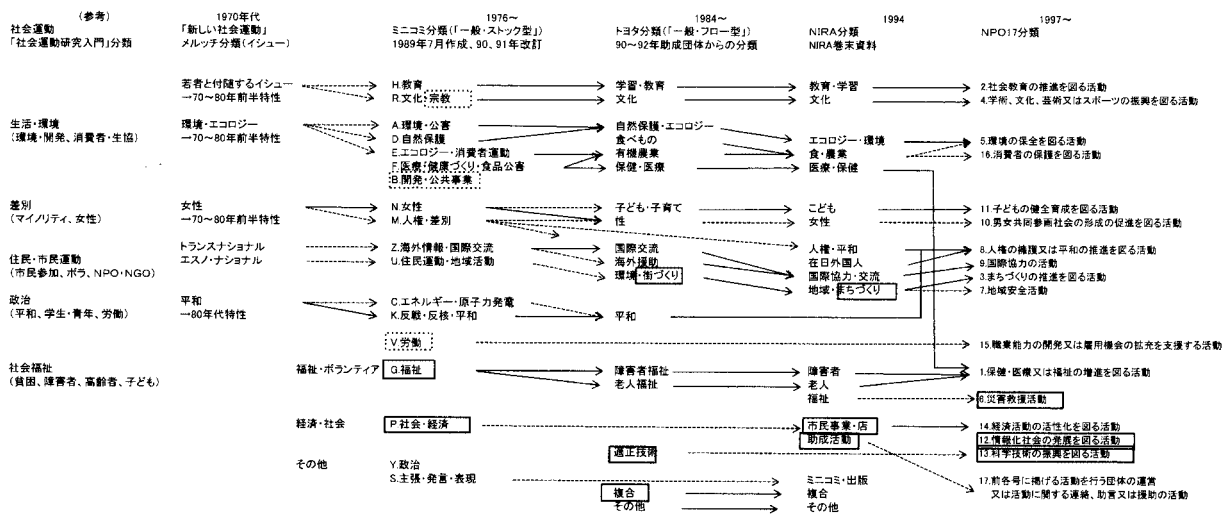
以上の結果から、NPO法人に変わった団体と任意団体のままの団体、それぞれの活動分野には大きな違いはないものの、任意団体のまま継続している団体の形態に特徴がみられた。

3-2 データの分析結果と結論

以上、T財団の助成団体をデータ化し、さまざまな角度から分析をおこなってみた。それを受け、ここでは、1章で示した3点の着目点(「新しい社会運動」との関連、時代の推移による市民活動の構成的変化、NPO法成立以降の動向との関連)に沿った検証結果および結論を述べたい。

その際に、同じく1章で提示した以下の筆者の仮説も併せて考察する。

- ・市民活動は「新しい社会運動」のバリエーションである
- ・市民活動の多様性とその混在
- ・イシュー複合化および長期的イシューにたいする変化



図表3-16(「新しい社会運動」「市民活動」「NPO」分類の相関)

「新しい社会運動」概念との関連性

(分野の関連性)

まず、メルッチにより提示された「新しい社会運動」の 이슈にもとづき、市民活動分野を分類し、相互の親和性を示した。「新しい社会運動」と本論で使用した分類の相関図は前記の通りである(図表3-16)。この図はまた「市民運動」、「市民活動」、「NPO」それぞれの分野の相関を掌握するために、これまでに用いられてきた分類法の推移も併せて提示するものである。

まずメルッチが示したもののうち、「若者」という 이슈であるが、本来該当する学生運動は市民活動の分野とは合致していない。ここでは、若者の 이슈に付随する「文化領域」や「教育領域」をそれに充たさせた。つぎにメルッチ分類の「女性」に関する 이슈については、本論における分類では「人権」に該当させた。また「環境運動」は、本論においては「環境・生命」に、「平和」という 이슈は「平和」の分野へ該当させた。最後に「トランスナショナル」、「エスノ・ナショナル」は、人権的要素も含まれることから、本論では一部「人権」分野に反映させ、その他の要素については「国際」および、住民運動的要素も含む「地域」に該当させた。

(「新しい社会運動」の 이슈への取り組み)

日本においては1980年代まで、福祉分野に取り組む市民活動団体(多くが法人格を所有)の割合が比較的多くを占めていたが、「新しい社会運動」の 이슈と共通する分野に取り組む団体の設立は、70年代より散見されるようになり、80年代半ば以降に増加した。1985年度を境に「教育・文化」を除くすべての分野において団体の設立に増加傾向がみられる(図表3-4参照)。

このことは当時に解決すべき問題が顕在化したと同時に、「新しい社会運動」の概念が一般化したことにも関連性があると考えられる。「新しい社会運動」の 이슈に取り組んだのは、従来型の体制変革を主軸とした運動や特定の組織に活動を支えられた団体ではなく、多くは市民活動団体だったということになる。

その後、メルッチの指摘するように、「平和動員」においては原子力発電やそれに付帯する環境保全分野に取り組む市民活動団体があらわれている²⁷。また「女性動員」に関しても、従来の問題のみならずエスニシティに関連した 이슈、たとえば外国人女性への支援問題などに取り組む市民活動団体があらわれる。複合社会においては、 이슈が各分野にまたがるため、複合的に 이슈に取り組むかたちに団体も変化をしている。図表3-7でそのことが示されている。

また、問題解決のために多様な取り組み形態が必要となり、問題に継続的に取り組む団体(「継続型」)があると同時に、問題の顕在化を担う団体(「アドホック型」)も存在した。とくに85年以前に設立された団体は前者に該当し、1985年以降の団体は後者に該当することが多い。このことは法人形態の変化の違いからも伺い知ることができる(図表3-12、3-13、3-14、3-15)。

「環境・生命」および「福祉」については、1985年以前から取り組む団体が多く存在している。これらは単発的な「運動」ではなく、継続性を重視する「活動」というカテゴリーを代表するものであろう。実際には「福祉」に取り組む市民活動団体は古くから多く存在し、「環境」に取り組む市民活動団体についても1950年代から存在する(藤澤2007)。それら団体に加え、1985年を境に「新しい社会運動」的 이슈に取り組む団体が合流し、現在のNPOセクターの基本的構成要素になったと言える。

世界的には欧州において「新しい社会運動」が顕在化した。アメリカではすでにNPOなど制度化された運動に、その 이슈が課題として加えられる形で変化が起きた²⁸。日本においてはその 이슈は市民活動団体に受け入れられた。

以上のことから、日本における市民活動は「新しい社会運動」の 이슈に取り組む行為主体であり、筆者仮説で述べたように、「新しい社会運動」の日本的バリエーションと捉えることができよう。

²⁷ 「新しい社会運動」における「平和動員」は、1950年代の平和主義との関連ではなく、80年代特有のものである。その要因として、「核戦争の脅威や全地球規模でのシステムの脅威」と関連がある(Melucci 1989=1997: 96)。

²⁸ 寺田は環境運動の動向からみると、非制度的な「新しい社会運動」は、フランスやドイツなど、左翼運動と保守主義の対立や国家官僚機構が伝統的に存在する社会において顕著であったとした。またアメリカでは制度化された運動に飽き足らない草の根市民団体により、よりラディカルな環境運動が80年代より出現した(寺田1998: 14)。

1985年転換、(時代の推移による市民活動の質的变化)

(質的变化の特徴)

従来からの市民活動は、「継続性と日常性、実践活動の重視、特定の政治的イデオロギーに依らない、科学的根拠に基づく理論的主張、反論の場合には代替案の提示を伴う(藤澤: 157)」というスタンスのもと存在するものが多く、それらは市民活動団体の一特性としてあらわすことができる。それにあわせて市民活動の活動分野は、で示したように「新しい社会運動」概念の導入とも密接に関連しており、1985年を境に両者には質的な変化がみられる。

実際、「記録助成」と「活動助成」の団体の分布も同時期に分かれているが、市民活動という要素は両者の特性を含めて成立しているといえる。そのため、市民活動が運動性を持たず革新性がないという批判は、従来から存在する市民活動の一要素にたいする指摘にすぎず、市民活動全体が運動性や革新性を持たないということの意味しない。

85年以前に設立された団体は、活動の継続性を保持するために「独自」に工夫をおこなってきた。たとえば、組織と活動の維持のために財政的な安定が必要であり、財団法人や社団法人などの法人格を取得した団体も多い(図表3-12参照)。実際、「記録助成」団体において、助成時に法人格を有していた団体は約4割におよぶ一方で「活動助成」団体は、8割強が法人格をもたない団体であった(図表3-12、3-13)。

「記録助成」団体は、組織的に安定した法人も多いという特徴をもち、「活動助成」団体は、任意団体とネットワーク、連合体など、柔軟な組織形態が特徴であると言える。それを裏付けるように「記録助成」団体のおよそ9割が、2008年現在も継続して活動しているが、「活動助成」団体の1/3が活動を休止した(もしくは不明)という結果になった(図表3-14、3-15)。「活動助成」団体の多くがアドホックな問題に対応していたため、役目を終え解散したということも考えられるであろう。

またで述べた85年の質的変換を証明するものとして、以下のデータが有用である。「記録助成」において最も割合の多い活動分野は「環境・生命」であるが、そのうち「自然保護」に分類される6団体のうち、すべてが継続性を必要とする「保全」事業であった(うち「運動」的の事業も含むものは1団体)。

一方、「活動助成」に比較的割合の多い「人権」分野の内容は、女性や在日外国人、マイノリティの権利擁護について活動(13件中アドホックな活動9件、調査出版4件)をおこなう団体が多いことがわかった(図表3-8、3-9を参照)。前者は継続して対象に働きかける必要がある「継続型」で、後者は時代対応的に啓蒙活動をおこなう「アドホック型」と分類することができる。

で述べた複合社会に伴う、複合イシューへの取り組みについては、90年代に入り顕著に表れている。1団体あたりの分野(イシュー)は、1984年時点で1.09だが、94年には1.63に増加している(図表3-7)。イシューが複合化したということは、その敵手が複数化、分散化していることを意味する。その結果、「敵手」への直接的働きかけよりも受益者を優先した活動が中心となり、それがまた市民活動の特徴ともなっている。

(1985年転換)

先述したような市民活動の質的变化が起きた要因として、以下のことが考えられる。

まずは1章で述べたように、「新しい社会運動」概念の一般化である。以前から「新しい社会運動」の提示するイシューは、日本においても解決すべき問題として存在していたが、1985年の雑誌「思想」による紹介を契機に一般的に言語化され、市民活動団体の取り組む分野として明確化されたと考える。

つぎに、ネットワーク概念の導入である。ネットワーク概念は、1984年『ネットワーク - ヨコ型情報社会への潮流』の出版により日本に紹介された。このことにより、「日本の市民運動は異種の運動体間のネットワークづくりに取り組むようになり(高田2001: 149)」、タテ割で個々が活動していた市民運動から、「市民活動」という包括的な概念を登場させた。このことから市民活動は、「ネットワークの意味を理解した市民運動である(高田2001: 149)」という捉え方も可能であろう²⁹。

²⁹ リップナックとスタンプスの言う「もう一つのアメリカ」のような、官僚組織に対抗するオルタナティブの生成を意識した動きもあったと考えられるが、日本においてはタテ割、個別でおこなわれていた活動を結び付け、問題意識を共有するという意味でネットワーク概念が広く受け入れられたと考える。

さらに「ボランティア」概念の刷新（中山2007: 231）である。85年を境にボランティアの対象として、「脱福祉認識の浸透と他分野への広がり（中山2007: 197 - 200）」がみられ、多くの分野の市民活動団体に「ボランティア」という人的資源が供給された。同時に、ボランティア概念から「運動」的要素が脱色され、結果ボランティア活動の振興に追い風となった（中山2007: 167 - 8）。このことにより市民活動がボランティアによるものという認識の一般化にもつながる。そして市民活動参加への敷居を下げた反面、理念を遂行するという強固なつながりが希釈されることにもなった。これは、T財団が政治色を排するために、市民活動という用語を使用したことにも符合する。

以上のように、85年前後には「新しい社会運動」概念の導入、「ネットワーキング」概念の導入、「ボランティア」概念の刷新という要素がみられ、それにともない市民活動にも質的变化が起きたことがデータから確認された。そしてその質的变化は、筆者仮説で述べた市民活動の多様性へとつながり、同時にその必要性を生じさせるものであった。

「市民活動」の運動性と継続性（NPO法成立以降の動きとの関係）

（継続性の獲得）

市民活動団体は、解決すべき問題へ継続的に取り組む必要性からNPOという制度を獲得するに至ったが、その経緯には先述した1984年の「ネットワーキング」概念導入が関連している。

まずその着目によりアメリカのNPOという制度が発見されたのち³⁰、市民活動助成プログラム内の「活動交流促進事業」において、ネットワーク研究に多くの助成がなされた。そのことが、NPO制度の実現化を促進することとなった。

実際に助成団体の形態にもネットワーク概念導入の影響があらわれている。具体的には1980年半ば過ぎから連合体（複数団体の合議体）への助成が増加し、80年代後半からプロジェクトベースの組織である「ネットワーク」の増加がみられる（図表3 - 13）。これらは問題解決と目的遂行のため集結され、その達成をもって解散するアドホック組織のさきがけということになる。以上の団体には「NPO第一世代」とよばれる「NPOセクター（市民セクター）」の生成を促した中心人物が多く含まれていた。

また市民活動団体のNPO制度獲得の間接的要因として、経済的基盤の脆弱性が考えられる。「記録助成」団体の約4割が法人格を有している一方で、「活動助成」団体はその活動内容の特性からも法人化になじむものではなく、その8割が任意もしくはネットワーク型組織である。このことから、「活動助成」団体の経済的脆弱性は明らかである（図表3 - 12、3 - 13）。とはいえ問題にたいする継続的取り組みの必要性もあるために、NPO制度を獲得したということになる。

助成時に任意であった団体の2008年現在の法人形態をみると、約4割がNPO法人化している一方、34パーセントは任意団体のままである（図表3 - 11）。後者については意図的な団体もあるだろうが、取り組む分野の特性が継続的なものではなく単発的なものであるという理由や、あるいは運動的要素の強いものであるがゆえということも考えられる。

（NPOの活動分野について）

84年度以降にT財団に助成された市民活動団体の分野は、多い順に「環境・生命」、「福祉」、「国際」、「地域」、「人権」分野と続く（図表3 - 5）。これらの分野は、2008年6月時点でのNPO法人の活動分野（全17分野）にみられる、「医療・福祉」、「子ども」、「まちづくり（地域）」、「学術・文化・芸術」、「環境」、「国際」、「人権」（多い順）と多くの部分で合致する。このことから、この時期にNPO制度の対応分野の基礎的要素が構成されたことがわかる³¹。

また補足的に述べると、95年の阪神淡路大震災により、ボランティア・ムーブメントが起こり、NPO法成立が促進された。つまり、「記録助成」的市民活動と「活動助成」的市民活動とボランティア・ムーブメント、すべての要素がNPOの活動分野に反映され、現在のNPOというものを成立させている³²。

³⁰ 1985年のプラザ合意による円高も、NPOに関する市民の海外視察を促進した。

³¹ 1994年発行のNIRA「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」に詳しい。

³² このことは、行政の積極利用派と、「運動」系市民団体等の拒否派をうむことになり、現在のNPOをめぐる意見対立の源泉ともなっている。

以上、NPO法成立以降の市民活動の形態に着目し、分析結果を検証した。これは、筆者仮説で述べた、 이슈の複合化および長期的イシューに応じた市民活動の変化があったことと符合する。

4. おわりに

以上の分析を通じて、本論の目的(1)(住民運動、市民運動を含む)「新しい社会運動」と1970年代以降の市民活動、その後のNPO法人制度を中心とした「NPO(民間非営利)セクター」もしくは「市民セクター」確立の関連性、(2)各時代の市民の動向に共通するもの、異なるもの、変化したものを捉え、その内容と要因、および現在の「NPO(民間非営利)セクター」もしくは「市民セクター」の特性、を明らかにすることができた。

さらに結論を精査するため、今後は市民活動団体へのアンケートやインタビューなどの質的調査もおこなう必要があると考える。

また課題としては、市民活動の質的变化に伴って発生した問題についての分析、検証をおこないたい³³。たとえば、活動が制度化されたことにより、「体制内化」が生じる危険性などである。労働組合が制度化され、体制内化が生じたという先例もあり、そこから学ぶこともあるだろう。また「批判性」の有効的な保持についての検討も今後の課題とする。

今後は、NPO法人化した市民活動団体のみが制度による恩恵をうけるだけではなく、任意団体のまま残った市民活動団体が、「セクター」の一員として活動に専念できる体制を支える仕組みなども必要とされるであろう³⁴。アドホックなイシューに取り組む市民活動団体も、継続的イシューに取り組む団体もいずれも必要であり、その混在こそが「セクター」としての成熟を意味すると考えるからである。

参考文献

- 安立清史, 2005, 「福祉NPO概念の検討と日本への応用」『大原社会問題研究所雑誌』No.554, 法政大学大原社会問題研究所.
- Berger, Peter L. and Richard John Neuhaus 1970, Movement and Revolution, Anchor Books.
- Berger, Peter L. and Richard John Neuhaus 1996, To Empower People: From State to Civil Society, ed.by Michael Novak. The AEI Pres.
- 藤井敦史, 1999, 「NPO概念の再検討: 市民的使命を軸としたNPO把握 市民事業組織の構想」『組織科学』第32巻第4号.
- 藤澤浩子, 2007, 「市民活動」概念形成過程に関する一考察 「三浦半島自然保護の会」1950~1970年代の活動史から」『法政大学大学院紀要』第59号, 法政大学.
- フォーラム90s研究委員会編著, 1998, 『20世紀の政治思想と社会運動』社会評論社.
- Giddens, Anthony. 1991, Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age, Polity Press. (= 2005, 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳 『モダニティと自己アイデンティティ 後期近代における自己と社会』ハーベスト社.)
- 長谷川公一, 1990, 「資源運動論と『新しい社会運動』論」社会運動研究会編『社会運動論の統合をめざして』成文堂.
- 林雄二郎・山岡義典, 1984, 『日本の財団 その系譜と展望』中公新書.
- 住民図書館編, 1992, 『ミニコミ総目録』平凡社.
- 片桐新自, 1994, 「社会運動の総合的把握のための分析枠組」社会運動論研究会編『社会運動の現代的位相』成文堂.
- 1995, 『社会運動の中範囲理論 資源動員論からの展開』東京大学出版会.
- 経済企画庁国民生活局編, 1997, 『市民活動レポート 市民活動団体基本調査報告書』.

³³ 図表3-16にあるような市民活動分野の変化や統合により抜け落ちた要素が、現在のNPO/市民セクターの問題点と密接な関連があると考えられる。

³⁴ NPOセクター内での資金対策として基金は非常に重要であり、トヨタ財団の市民活動助成のようなプログラムや、市民活動を専門に助成する「大竹財団」のような組織がますます必要となってくる。また、寄付税制等の改革も当然必要であろう。

- 木原勝彬, 1997, 「NPOは日本の社会を救えるか」『NPO政策研究所・設立記念電子論文集』
(<http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/npa/report1/paper1.html>, 2008.11.28.)
- Lipnack, Jessica & Jeffrey Stamps, 1982, *Networking: The First Report and Directory*, (=1984, 社会開発統計研究所, 『ネットワークング ヨコ型情報社会への潮流』プレジデント社.)
- 町村敬志, 2007, 「首都圏の市民活動団体に関する調査 調査結果報告書」日本学術振興会科学研究費基盤研究 (B)2006年度報告書 一橋大学大学院社会学研究科.
- 松元一明, 2007, 「脱物象化事例としてのNPO・市民活動論」『成蹊人文研究』第15号, 成蹊大学大学院文学研究科.
- Melucci, Albert 1989, *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, (=1997, 高山真知子・馬場伸也・馬場恭子訳, 『現在に生きる遊牧民 新しい公共空間の創出に向けて』岩波書店.)
- 中村陽一 + 日本NPOセンター編, 1999, 『日本のNPO/2000』日本評論社.
- 中村陽一 + 日本NPOセンター編, 2001, 『日本のNPO/2001』日本評論社.
- 中山淳雄, 2007, 『ボランティア社会の誕生 欺瞞を感じるからくり』三重大学出版.
- 仁平典宏, 2007, 「<運動的なるもの/NPO的なるもの>の二値コードを追尾する 運動的/非運動的をめぐる意味論の変動と「第三項」の場所をめぐる」第80回日本社会学会大会報告原稿.
- 日本社会学会, 2006, 『社会学評論 (特集: 社会運動の今日的可能性)』226号 (第57巻第2号), 有斐閣.
- 西山志保, 2005, 『ボランティア活動の論理 阪神・淡路大震災からサブシステム社会へ』東信堂.
- 帯刀治・北川隆吉編, 2004, 『社会運動研究入門 社会運動研究の理論と方法』文化書房博文社.
- 大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人編, 2004, 『社会運動の社会学』有斐閣.
- Salamon, L. M. 1997, *Holding the center: American's Nonprofit Sector at Crossroad*. The Nathan Cummings Foundation. (=1999, 山内直人訳, 『NPO最前線 岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店.)
- 佐藤慶幸, 2002, 『NPOと市民社会』有斐閣.
- 曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編著, 2004, 『社会運動という公共空間 理論と方法のフロンティア』成文堂.
- シャプラニール活動記録編集部編, 1989, 『シャプラニールの熱い風』めこん.
- 篠原一, 2004, 『市民の政治学 討議デモクラシーとは何か』岩波新書.
- 総合研究開発機構, 1994, 「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」NIRA研究報告書 No.930034.
- 庄司興吉, 1989, 『人間再生の社会運動』東京大学出版会.
- 高橋徹・山口節郎ほか, 1985, 『思想 (特集: 新しい社会運動 その理論的射程)』No.737, 岩波書店.
- 「たんぼぼ」の運動を記録する会編, 1990, 『「たんぼぼ」の運動16年の記録 花になれ風になれ ネットワーキングの奇跡』財団法人たんぼぼの家.
- Tarrow, Sydney G. 1998, *Power in Movement*(Second Edition.), (=2006, 大畑裕嗣監訳, 『社会運動の力 集合行為の比較社会学』彩流社.)
- 高田昭彦, 1998, 「(巻頭エッセイ) 市民による市民のための制度づくり NPO法を実現させた市民活動」『環境社会学研究』4号.
 , 1998, 「市民運動から市民活動へ、そしてNPOへ NPO法案を生みだした市民運動の新しい展開」『アジア太平洋研究』No.16 成蹊大学アジア太平洋研究センター.
 , 2001, 「環境NPOとNPO段階の市民活動 日本における環境運動の現在」『講座環境社会学第4巻 環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣.
 , 2003, 「市民運動の新しい展開 市民運動からNPO・市民活動へ」『都市問題』東京市政調査会.
 , 2004a, 「市民運動の現在 NPO・市民活動による社会構築」『社会運動研究入門 社会運動研究の理論と技法』文化書房博文社.
 , 2004b, 「市民・NPOによる「公共空間」の創造 NPO(「公益」を担う市民運動)の新しい展開」『都市問題』東京市政調査会.

- 田中弥生, 2006, 『NPOが自立する日 行政の下請け化に未来はない』日本評論社.
- 寺田良一, 1998, 「環境NPO(民間非営利組織)の制度化と環境運動の変容」『環境社会学研究』新曜社.
- 山岡義典, 1986, 「市民活動の体験を共有財産に」『トヨタ財団1986(昭和61)年度年次報告』財団法人トヨタ財団.
- 山岡義典, 1991, 「新たな展開を目指す市民活動と市民研究への支援」『トヨタ財団1990(平成2)年度年次報告』トヨタ財団.
- 山岡義典, 1999, 「ボランティアな活動の歴史的背景」内海成治、入江幸男、水野義之編, 『ボランティア学を学ぶ人のために』世界思想社.
- 山岡義典, 2008, 「安心できる生活の実現と市民的努力 市民・NPOの役割」『社会福祉研究』No.102 鉄道弘済会.
- 山岡義典編, 1999, 『NPO基礎講座 市民社会の創造のために』ぎょうせい.
- 山岸秀雄・菅原俊夫・粉川一郎編著, 2004, 『NPOと行政・協働の再構築 これまでの10年、これからの10年』第一書林.
- 山崎哲哉, 2004, 「社会運動は社会を変えるか」西原和久・宇都宮京子編, 『クリティークとしての社会学』東信堂.
- 財団法人トヨタ財団, 1992, 「自立と共生をめざして “草の根” 活動の課題と展望」(トヨタ財団委託調査報告書.)
- 財団法人トヨタ財団30年史編纂委員編, 2006a, 『トヨタ財団30年史 本文編』財団法人トヨタ財団.
- 財団法人トヨタ財団30年史編纂委員編, 2006b, 『トヨタ財団30年史 助成実績編』財団法人トヨタ財団.